

会員コラム

千葉県の紹介

杉尾明紀（千葉県環境生活部大気保全課）

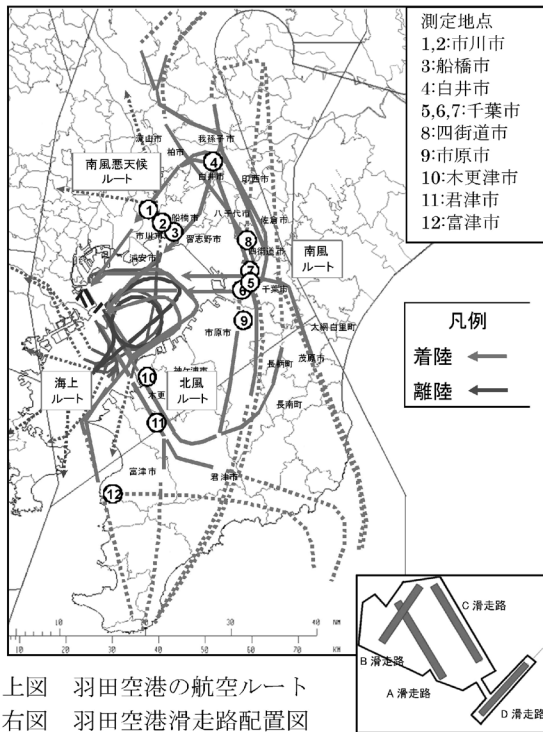
はじめに

千葉県では騒音・振動を担当する職員として、県庁内の本課に、騒音・振動を含めた感覚公害を担当する3名及び主に自動車騒音を担当する1名、研究機関である環境研究センターに2名の研究職が配置されています。（平成25年4月現在）

羽田空港再拡張に伴う航空機騒音への対応

千葉県は、羽田空港、成田空港、下総飛行場に係る航空機の飛行経路下であり、航空機騒音による影響を受けています。特に、羽田空港については平成22年10月21日のD滑走路の供用開始に伴い、これまでの航空路が変更となり、今まで航空機の影響が無かった地域が影響下に入ることとなりました。

千葉県では、航空機騒音の実態把握のため、図に示す新たに設定された航路下において、D滑走路供用開始前後の3年間で5回の調査を行いました。



調査の結果、うるささ指数（WECPNL：加重等価平均感覚騒音レベル）が70を超える地点は見られなかったものの、これまで航空路下ではなかった地点では、WECPNL値や騒音発生回数が大幅に増加した地点もありました。

羽田空港のD滑走路供用後は県内の航空機騒音に対する苦情件数も大幅に増加しているため、今後も引き続き実態の把握に努めます。

なお、調査結果等の詳細については、<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/souon/koukuuki/hanadasaikakuchou/index.html> をご覧ください。

県内市町村職員への技術支援

千葉県では、騒音振動防止行政の実務を担う県内市町村職員の技術力向上のため、測定技術講習会を毎年開催しています。

技術講習会は、初級及び中級の2区分で実施され、初級3日間、中級2日間の日程となっています。

初級の目標は、騒音計や振動レベル計の基礎操作と規制基準に対する適合・不適合が判断できることであり、中級の目標は苦情が発生した場合に問題解決に役立つ知識・技術を習得することとしています。

市町村の担当者が、自ら実務に使用する測定機器（騒音計、振動レベル計、レベルレコーダー等）を持ち込み、それぞれの測定機器に応じた操作方法を模擬音源や実音源等を用いた実習を通じて学びます。

測定実習以外にも、市町村で受け付けた苦情の実例を持ち寄り、情報交換を行っています。

更に平成23年度からは、市町村の騒音振動実務のベテラン職員を講師として迎え、苦情処理に関する講演を行っています。

技術講習会では、測定技術を学ぶのはもちろんですが、「顔の見える関係」の構築による県と市町村間や市町村相互の緊密な連携に努めています。

また、技術講習会の開催以外にも、県内市町村で騒音振動に関する技術上の問題が生じた場合は、環境研究センターにおいて相談を受け、必要に応じて技術サポートや県保有測定機材等の貸出を行っています。